

青森・岩手県境不法投棄事案に係る
特定支障除去等事業実施計画書

平成16年1月21日環境大臣同意
平成19年3月26日環境大臣変更同意
平成25年3月26日環境大臣変更同意

青 森 県

目 次

I	特定産業廃棄物に係る事案の概要	
1	不法投棄発覚までの経緯	1 頁
2	行政処分等	2 頁
3	現場の状況	3 頁
4	生活環境保全上達成すべき目標	3 頁
II	特定支障除去等事業の実施範囲	
1	所在地	4 頁
2	特定産業廃棄物及びこれに起因する汚染土壌等の範囲、種類、量等	4 頁
III	特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法	
1	合同検討委員会における検討及び提言	10 頁
2	実施計画の変更	11 頁
3	原状回復方針	13 頁
4	汚染拡散防止対策	14 頁
5	廃棄物等の除去等	15 頁
6	事業実施期間及び事業費	17 頁
IV	特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し講じた措置及び講じようとする措置の内容	
1	基本的考え方	18 頁
2	特定産業廃棄物の処分を行った者に対し講じた措置の内容	18 頁

- 3 特定産業廃棄物の処分を行った者に対し講じようとする措置の内容 23 頁
- 4 排出事業者等に対し講じた措置の内容 23 頁
- 5 排出事業者等からの自主撤去の申出 29 頁
- 6 排出事業者等に対し講じようとする措置の内容 30 頁

V 不適正処分の再発防止策

- 1 検証委員会の設置 31 頁
- 2 検証委員会の検証結果報告 31 頁
- 3 県警による強制捜査後の県の対応の問題点 33 頁
- 4 関係職員の処分 34 頁
- 5 再発防止策 35 頁
- 6 特定支障除去等事業開始後の県の措置等に係る意見聴取の実施 40 頁

VI その他配慮すべき重要事項

- 1 周辺的生活環境のモニタリング調査 41 頁
- 2 廃棄物の搬出における飛散等の防止 42 頁
- 3 緊急時の連絡体制等 43 頁
- 4 原状回復対策等の実施体制 43 頁
- 5 原状回復に当たって住民の意見等が反映される措置 43 頁

VII 実施計画の変更に対する青森県環境審議会及び田子町の意見

- 1 青森県環境審議会の意見 44 頁
- 2 田子町の意見 44 頁

I 特定産業廃棄物に係る事案の概要

1 不法投棄発覚までの経緯

(1) 三栄化学工業の事業開始及び事業の拡大

三栄化学工業株式会社（本社、青森県八戸市）は、昭和55年5月に本件現場である田子町大字茂市字川倉ノ上28の1等に隣接する田子町大字遠瀬字和平の牧草地に一般廃棄物最終処分場を設置する旨の届出を行い、し尿脱水汚泥を草地に埋め立て、土壌還元処理する事業を開始した。

また、昭和56年3月には同地に産業廃棄物最終処分場を設置する旨の届出を行い、下水脱水汚泥等を埋め立て、土壌還元する事業をも開始した。

なお、一般廃棄物最終処分場は、平成2年1月に廃止届出が提出されている。平成元年5月に、田子町住民から三栄化学工業に関して苦情があり、当時の三戸保健所が立入調査を行ったところ、千葉市から一般廃棄物が搬入されていることが判明した。田子町は、廃棄物の全量を千葉市が回収することを申し入れたが、最終的には、本件現場の一部に遮断型の最終処分場（容量2,400m³）を設置し、処理した。

三栄化学工業は、平成3年1月には、本件現場に堆肥化施設を設置し、燃えがら、汚泥を樹皮と混合して堆肥化する中間処理業の許可を受け、廃棄物を利用した堆肥化の事業を始めた。平成9年には、3月に動植物性残さ及び12月にばいじんについても中間処理（堆肥化）業の許可を得ている。

(2) 汚泥の不適正処理の発見

平成6年8月に、三戸保健所は立入調査により、岩手県側の土地に穴を掘って汚泥を埋めていることを確認し、汚泥を撤去し適正に処理することを指導した。同年10月に三戸保健所は堆肥化施設に汚泥を移し替え、適正処理したことを確認している。

(3) 住民等からの苦情、情報及び不法投棄の発見

平成7年3月、三戸保健所は住民から、中間処理（堆肥化）施設に生ゴミが夜間搬入されているとの情報を受け、立入調査を実施し、現場を数カ所掘削したが、生ゴミは発見できなかった。

同年9月、三戸保健所が住民から汚水が河川に漏れ出している、県外ナンバーのトラックが早朝、夜間に来ているとの情報を受け、立入調査を行ったところ、岩手県側で2カ所の穴に燃えがらを不法投棄している現場を確認した。同年10月に岩手県と合同で調査し、不法投棄された燃えがらが撤去されたことを確認した。

この不法投棄については、平成8年11月に青森県が事業の全部停止30日間、岩手県が事業の全部停止20日間の処分を行っている。この不法投棄以後も平成11年4月までに、住民や元従業員等から、許可品目以外の廃棄物を搬入している、汚水が流れ出しているなどの情報が10件ほどあったが、不法投棄は確認できなかった。また、放流水や沢水の水質検査を行ったが、特に異常は確認できなかった。

さらに、平成9年7月には4日間にわたって夜間監視（21時から翌朝3時まで）を実施し、11台のトラックが現場に入っていくのを確認したものの、深夜で人通りの全くない山中という状況であり、不法投棄現場の確認には至らなかった。

（４）青森、岩手両県警による強制捜査

本県農林部が平成10年9月に三栄化学工業に対して、岩手県農政部が同年10月に三栄興業（株）に対して、肥料取締法に基づき立入調査を実施した。その結果、肥料というよりは廃棄物と判断されたことから、それぞれ廃棄物担当課にその旨の報告がなされた。

岩手県環境生活部は、農政部からの報告を受け、岩手県警本部に情報を提供した。両県は、平成11年4月に合同で立入調査を実施し、不法投棄が行われているとの疑いを持つに至ったが、不法投棄の事実を確認することはできなかった。

岩手県環境生活部及び二戸保健所によって、同年6月、7月にも岩手県警本部及び二戸警察署に情報提供が行われ、同年9月には岩手県警の内偵により、夜間に不法投棄が行われている事実が把握された。同年11月、両県警の合同による強制捜査が実施された。

（５）公訴事実

平成12年6月14日、三栄化学工業、同社代表取締役会長源新信重、縣南衛生株式会社（本社、埼玉県戸田市）、同社代表取締役社長依田清孝は、廃棄物処理法違反で起訴された。

源新信重と依田清孝は、共謀の上、平成11年4月25日頃から同年11月30日までの間、縣南衛生株式会社が廃棄物業者から収集した廃プラスチック類等を原料にして製造したRDF様物（ごみ固形物）約8,025トン、源新信重所有の本件現場に不法投棄したことを公訴事実としたものである。

2 行政処分等

県は、三栄化学工業及び縣南衛生に対し、平成12年6月、7月及び8月に不法投棄した産業廃棄物の撤去を行うことを内容とする措置命令を発し、同年8月23日には三栄化学工業の収集運搬業及び処分業の許可を取り消した。

平成12年10月5日には縣南衛生に対する破産決定がなされ、平成13年6月1日には三栄化学工業が解散した。

また、平成14年9月には、両法人に対して、汚染水が現場周辺に拡散しないよう防止対策を講ずることを命じた。

3 現場の状況

県では、汚染の実態把握及び周辺環境への影響を検討するために、平成12年度及び平成13年度に汚染実態調査を実施した。さらに、平成13年度からは周辺環境等モニタリング調査を継続して実施し、平成14年度には遮水壁設置のための地盤の透水性調査、水処理施設設置予定地の地盤調査等を実施した。その結果、次のことが明らかになった。

- 廃棄物は、RDF様物、堆肥様物、汚泥及び焼却灰が主体であること。
- 廃棄物が投棄された面積は11ヘクタール、廃棄物量は推定約670,000^m³であること。
- 現場全体において、揮発性有機塩素化合物によって汚染されていること。
- 一部区域にダイオキシン類によって汚染された廃棄物が投棄されていること。
- 堆肥様物からの浸出水による周辺環境への影響が懸念されるが、これまでの周辺環境の水質調査の結果は、環境基準を概ね満足していること。
- 現場の地盤は、難透水性の凝灰角礫岩であり（透水係数 10^{-6} cm/秒）、底面遮水層として利用可能であること。
- 地下水位は凝灰角礫岩を不透水層として、概ね7～15メートルの深さに位置し、地下水帯水層は十数メートルあるものと推定され、地下水の大局的な流れは、中央谷部方向や西方への流れとなっていること。

4 生活環境保全上達成すべき目標

廃棄物に含まれる有機塩素化合物や有機物によって汚染された浸出水が周辺環境に拡散することによって、農業用水源や水道水源が汚染される恐れがある。

本件現場は、馬淵川水系の上流部に位置し、万が一、現場から汚染が拡散すれば流域の水質、土壌に及び、ひいては健全な水循環を乱すことにもなる。このため、原状回復を進めるに当たっては、まず、現場周辺地域への汚染拡散を防止するとともに、地域住民の水道水源として、また、本県の基幹産業である農林水産業に利用されている馬淵川水系の環境の健全な保全を目的とした対策を講ずる。

II 特定支障除去等事業の実施範囲

1 所在地

(1) 不法投棄現場

青森県田子町及び岩手県二戸市に跨る27ヘクタールの不法投棄現場のうち
青森県側11ヘクタール
(青森県三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上28-1、28-2、及び28-3)

(2) その他事業実施場所

上記の不法投棄現場のほか、浸出水処理施設建設場所
(青森県三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上11、16、18、19、23、
24及び25) 【図II-1参照】

2 特定産業廃棄物及びこれに起因する汚染土壌等の範囲、種類、量等

(1) 当初計画策定時に推計した廃棄物等の量等

高密度電気探査9側線(2,790m)、ボーリング調査(15孔)(図II-2)
及び廃棄物、土壌分析結果(表II-3)から、平均断面法により算出した結果は
次のとおりである。

① 特定産業廃棄物量(図II-3, 4, 5, 6)

堆肥様物	183,200 m ³
焼却灰主体	262,590 m ³
RDF様物	55,088 m ³
汚泥主体	74,505 m ³
一時仮置場(堆肥様物)	33,000 m ³
中間処理場(堆肥様物)	63,000 m ³
合計	671,383 m ³

※ 算定根拠：表II-1のとおり

ア 有害産業廃棄物量

ボーリングにより採取した試料を分析した結果(表II-3)から、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)別表第一の各項の第一欄に掲げる物質の各基準に適合しない範囲(図II-7)を平均断面法で算定し、揮発性有機化合物(VOC)及びダイオキシン(DXN)により汚染されている廃棄物の量を推定した。

さらに医療系廃棄物調査としてピット掘り（2 m×2 m×2 m）16か所、トレンチ掘削（2 m×2 m×2.5 m）2か所を実施した結果（図Ⅱ－8，10）から、堆肥様物、焼却灰主体、RDF主体の廃棄物層及び中間処理場において医療系廃棄物の混在が確認されたことから、現場は、水平方向及び鉛直方向に全体的に医療系廃棄物が混在していると推定された。

これらのことから有害産業廃棄物の鉛直分布は図Ⅱ－9のとおりであり、平均断面法により推定した有害産業廃棄物量は次のとおりである。

堆 肥 様 物	183,200m ³
焼 却 灰 主 体	262,590m ³
R D F 様 物	55,088m ³
汚 泥 主 体	14,070m ³
一時仮置場（堆肥様物）	33,000m ³
中間処理場（堆肥様物）	63,000m ³
合 計	610,948m ³

※ 算定根拠・表Ⅱ－2のとおり

※ 上記のうち、VOC、DXNによって汚染されておらず、医療系廃棄物が混在している有害産業廃棄物の量は284,615m³

イ その他廃棄物量

有害産業廃棄物以外のその他廃棄物量は、平均断面法により推計した廃棄物総量（約670,000m³）から、廃棄物分類毎に推計したアの有害産業廃棄物を差し引いた量とし、次のとおりである。

堆 肥 様 物	0m ³
焼 却 灰 主 体	0m ³
R D F 様 物	0m ³
汚 泥 主 体	60,435m ³
一時仮置場（堆肥様物）	0m ³
中間処理場（堆肥様物）	0m ³
合 計	60,435m ³

※ 算定根拠：表Ⅱ－1の全体量から表Ⅱ－2の有害産業廃棄物量を差し引いた量

② 汚染土壌

これまでの調査結果では、廃棄物の下層の土壌に、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）別表第1の第1欄に掲げる物質に対応する当該各項の第2欄に掲げる基準を超える地点は認められていない。

しかし、1カ所でテトラクロロエチレンが土壤環境基準を超えて検出されているため、撤去又は浄化の対策が必要であるが、検出地点が1カ所のみであるため、現時点では平面分布及び鉛直分布を特定することができず、汚染土壌量は推計できない。

表Ⅱ－1 特定産業廃棄物量の推計（全体量）

堆肥様物(wa(b))						焼却灰主体(wa(a))					
断面	区間距離(m)	堆肥様物(wa(b))			備考	断面	区間距離(m)	焼却灰主体(wa(a))			備考
		面積(m ²)	平均面積(m ²)	廃棄物量(m ³)				面積(m ²)	平均面積(m ²)	廃棄物量(m ³)	
北端		0									
A	120	792	396	47,520		120	2,152	1,076	129,120		
B	80	1,220	1,006	80,480		80	727	1,440	115,200		
C	85	727	974	82,790		85	0	364	30,940		
南端	35	0	364	12,740		35	0	0	0		
計			ΣV = 223,530 m ³			計		ΣV = 275,260 m ³			
東端		0				東端		0			
E	40	26	13	520		40	341	171	6,840		
F	70	1,635	831	58,170		70	249	295	20,650		
G	65	365	1,000	65,000		65	1,358	804	52,260		
H	70	91	228	15,960		70	1,698	1,528	106,960		
I	70	0	46	3,220		70	54	876	61,320		
西端	70	0	0	0		70	0	27	1,890		
計			ΣV = 142,870 m ³			計		ΣV = 249,920 m ³			
合計		不法投棄埋積物(堆肥様物)平均量 totalV = 183,200 m ³				合計		不法投棄埋積物(焼却灰主体)平均量 totalV = 262,590 m ³			

RDF様物(wa(r))						汚泥主体(wa(o))					
断面	区間距離(m)	RDF様物(wa(r))			備考	断面	区間距離(m)	汚泥主体(wa(o))			備考
		面積(m ²)	平均面積(m ²)	廃棄物量(m ³)				面積(m ²)	平均面積(m ²)	廃棄物量(m ³)	
北端		0									
A	120	0	0	0		120	214	107	12,840		
B	80	489	245	19,600		80	805	510	40,800		
C	85	71	260	23,800		85	0	403	34,255		
南端	35	0	36	1,260		35	0	0	0		
計			ΣV = 44,660 m ³			計		ΣV = 87,895 m ³			
東端		0				東端		0			
E	40	60	30	1,200		40	0	0	0		
F	70	139	100	7,000		70	102	51	3,570		
G	65	651	395	25,675		65	315	209	13,585		
H	70	106	379	26,530		70	295	305	21,350		
I	70	19	63	4,410		70	175	235	16,450		
西端	70	0	10	700		70	0	88	6,160		
計			ΣV = 65,515 m ³			計		ΣV = 61,115 m ³			
合計		不法投棄埋積物(RDF様物)平均量 totalV = 55,088 m ³				合計		不法投棄埋積物(汚泥主体)平均量 totalV = 74,505 m ³			

埋積廃棄物の推定量		堆肥様物量(vb)	=	183,200	
		焼却灰主体量(Va)	=	262,590	
		RDF様物量(Vr)	=	55,088	
		汚泥主体量(Vo)	=	74,505	
		小計	=	575,383	≒ 575,000 m ³
一時仮置場(堆肥様物)	中間処理施設(堆肥様物)	上記小計	=		
33,000	63,000	575,000	=	671,000	≒ 671,000 m ³

表Ⅱ-2 有害産業廃棄物の推計

堆肥様物(wa(b))

断面	区間距離 (m)	堆肥様物(wa(b))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	792	396	47,520	
B	80	1,220	1,006	80,480	
C	85	727	974	82,790	
南端	35	0	364	12,740	
計			ΣV= 223,530 m ³		
東端		0			
E	40	26	13	520	
F	70	1,635	831	58,170	
G	65	365	1,000	65,000	
H	70	91	228	15,960	
I	70	0	46	3,220	
西端	70	0	0	0	
計			ΣV= 142,870 m ³		
合計	不法投棄埋積物(堆肥様物)平均量 totalV= 183,200 m ³				

焼却灰主体(wa(a))

断面	区間距離 (m)	焼却灰主体(wa(a))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	2,152	1,076	129,120	
B	80	727	1,440	115,200	
C	85	0	364	30,940	
南端	35	0	0	0	
計			ΣV= 275,260 m ³		
東端		0			
E	40	341	171	6,840	
F	70	249	295	20,650	
G	65	1,358	804	52,260	
H	70	1,698	1,528	106,960	
I	70	54	876	61,320	
西端	70	0	27	1,890	
計			ΣV= 249,920 m ³		
合計	不法投棄埋積物(焼却灰主体)平均量 totalV= 262,590 m ³				

RDF様物(wa(r))

断面	区間距離 (m)	RDF様物(wa(r))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	0	0	0	
B	80	489	245	19,600	
C	85	71	280	23,800	
南端	35	0	36	1,260	
計			ΣV= 44,660 m ³		
東端		0			
E	40	60	30	1,200	
F	70	139	100	7,000	
G	65	651	395	25,675	
H	70	106	379	26,530	
I	70	19	63	4,410	
西端	70	0	10	700	
計			ΣV= 65,515 m ³		
合計	不法投棄埋積物(RDF様物)平均量 totalV= 55,088 m ³				

汚泥主体(wa(o))

断面	区間距離 (m)	汚泥主体(wa(o))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	0	0	0	
B	80	168	84	6,720	
C	85	0	84	7,140	
南端	35	0	0	0	
計			ΣV= 13,860 m ³		
東端		0			
E	40	0	0	0	
F	70	0	0	0	
G	65	0	0	0	
H	70	204	102	7,140	
I	70	0	102	7,140	
西端	70	0	0	0	
計			ΣV= 14,280 m ³		
合計	不法投棄埋積物(汚泥主体)平均量 totalV= 14,070 m ³				

埋積廃棄物の推定量

堆肥様物量(Vb)	=	183,200	
焼却灰主体量(Va)	=	262,590	
RDF様物量(Vr)	=	55,088	
汚泥主体量(Vo)	=	14,070	
小計	=	514,948	≒ 515,000 m ³
一時仮置場(堆肥様物)		33,000	
中間処理施設(堆肥様物)		63,000	
上記小計	=	514,948	
合計	=	610,948	≒ 611,000 m ³

(2) 平成22年度に再推計した廃棄物等の量

廃棄物等の掘削の進捗に伴い、地山確認した1万5千 m^2 の範囲で、初めて廃棄物最下面の投棄形態や汚染土壌の状況が明らかとなったことから、廃棄物等の量を再推計した。【図Ⅱ-11, 12参照】

① 特定産業廃棄物量 830,400 m^3

地山確認で判明したつぼ掘りや敷地境界付近の掘り下げといった地山の掘削による悪質な不法投棄隠蔽工作が、廃棄物等の撤去が完了していないエリアでも同様であると仮定して廃棄物量を推計した結果、当初の推計量に対して15万9千 m^3 増加して約83万 m^3 となった。

② 汚染土壌量 10,700 m^3

地山の確認分析で判明した汚染土壌が、廃棄物等の撤去が完了していないエリアでも同様に出現するものと仮定して汚染土壌量を推計した結果、約1万1千 m^3 となった。

(3) 平成24年度に再推計した廃棄物等の量

平成24年10月までに実施した4万3千 m^2 における地山確認及びボーリング調査の結果に基づき廃棄物等の量を再推計した。【図Ⅱ-13参照】

① 特定産業廃棄物量

地山確認等の結果、廃棄物の深さは当初の調査結果よりは深いものの、平成22年度の調査結果より浅いことが判明したことから、その状況が廃棄物等の撤去が完了していないエリアでも同様であると仮定して廃棄物量を推計した結果、当初の推計量に対して6万 m^3 増加して約73万1千 m^3 となった。

堆肥様物	199,577 m^3
焼却灰主体	286,064 m^3
RDF様物	60,012 m^3
汚泥主体	81,165 m^3
一時仮置場(堆肥様物)	35,950 m^3
中間処理場(堆肥様物)	68,632 m^3
合計	731,400 m^3

ア 有害産業廃棄物量

堆肥様物	199,577m ³
焼却灰主体	286,064m ³
R D F 様物	60,012m ³
汚泥主体	15,021m ³
一時仮置場（堆肥様物）	35,950m ³
中間処理場（堆肥様物）	68,632m ³
合計	665,256m ³

※ 有害産業廃棄物のうち、VOC、DXNによって汚染されておらず、医療系廃棄物の混在している有害産業廃棄物の量は311,008m³

イ その他廃棄物量

堆肥様物	0m ³
焼却灰主体	0m ³
R D F 様物	0m ³
汚泥主体	66,144m ³
一時仮置場（堆肥様物）	0m ³
中間処理場（堆肥様物）	0m ³
合計	66,144m ³

② 汚染土壌等の量 46,300m³

ボーリング調査によって確認された土壌汚染の傾向が、廃棄物等の撤去が完了していないエリアでも同様であると仮定して汚染土壌量を推計した結果、約4万6千m³となった。

③ 汚染水

これまでの環境モニタリング調査では、周辺環境からは環境基準値を超える値は検出されていないが、現場内ではモニタリング地点10箇所のうち7箇所で環境基準値の超過が確認されているため、汚染水が廃棄物等の撤去完了後も一定期間現場内に残ることが想定されている。 【図Ⅱ-14参照】

Ⅲ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法

1 合同検討委員会における検討及び提言

(1) 合同検討委員会における検討状況

青森・岩手両県は、平成14年6月15日に専門家、住民代表等で構成する「青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会（以下「合同検討委員会」という。）」を設置した。合同検討委員会は計4回開催し、本事案に対する対応策を両県が一体となって効果的かつ早急に実施するために必要な情報交換及び対応策の検討等を行った。

また、原状回復及び環境再生を実現するための具体的手法等に関する技術的評価等を行い、委員会の検討等に資するため、合同検討委員会の下に専門家による技術部会を設置した。

技術部会は計5回開催し、事案の原状回復及び環境再生に係る調査並びに方策に関する技術的事項の評価を行うとともに、これまでの両県の調査結果の一元化を図ったほか、原状回復方針等について検討を行った。

技術部会の検討結果は報告書としてとりまとめられ、平成15年6月28日に開催した最終の合同検討委員会において報告された。

○合同検討委員会名簿

所 属 等	氏 名	備 考
岩手県立大学総合政策学部教授	南 博方	委員長
北海道大学大学院教授	古市 徹	副委員長
岩手医科大学医学部助教授	板井 一好	
岩手大学人文社会学部講師	笹尾 俊明	
株式会社三菱総合研究所研究理事	佐々木 俊介	
岩手大学工学部教授	斎藤 徳美	
弁護士	田村 彰平	
岩手大学工学部教授	中澤 廣	
岡山大学環境理工学部教授	西垣 誠	
東北学院大学工学部教授	長谷川 信夫	
和歌山大学工学部教授	平田 健正	
信州大学工学部教授	藤縄 克之	
環境省産業廃棄物課適正処理推進室長	粕谷 明博	
国立環境研究所適正処理技術研究開発室長	川本 克也	
田子町長	中村 隆一	
二戸市長	小原 豊明	
田子町住民代表	中村 忠充	
田子町住民代表	栴本 重幸	
田子町住民代表	澤口 博二	
二戸市住民代表	野月平正光	
二戸市住民代表	工藤 勝雄	
二戸市住民代表	四戸 廣治	

○合同検討委員会等開催状況

開催期日	合同検討委員会	技術部会
平成14年 6月15日	第1回合同検討委員会開催	
平成14年 8月24日	第2回合同検討委員会開催	
平成14年11月 9日		第1回技術部会開催
平成14年12月11日		第2回技術部会開催
平成15年 1月14日		第3回技術部会開催
平成15年 2月 8日	第3回合同検討委員会開催	
平成15年 3月11日		第4回技術部会開催
平成15年 4月20日		第5回技術部会開催
平成15年 6月28日	第4回合同検討委員会開催	

(2) 合同検討委員会の提言内容

平成15年6月28日に最終の合同検討委員会が開催され、技術部会の報告書を踏まえ、両県に対し本事案に対する対応策について、

- ① 有害廃棄物は基本的には土壌環境基準を超える廃棄物及び汚染土壌とし、有害廃棄物以外で生活環境保全上の支障の可能性のある廃棄物については、各県においてそれぞれ検討すること。
- ② 有害廃棄物は除去（撤去又は現地浄化）すべきものであること。
- ③ 危険性の高い特別管理産業廃棄物相当の廃棄物は優先的に、かつ、早期に撤去すること。
- ④ 原状回復の目標としては、土壌及び地下水の環境基準の達成とすべきであるが、短期的な撤去や浄化対策のみではその達成が困難な場合も想定されるので、適切なモニタリングと併せて、周辺環境への汚染拡散防止に十分に配慮し、必要な汚染拡散防止措置を講じること。
- ⑤ 周辺環境への影響を継続的に監視するモニタリングについては、健康被害監視の点から適切な地点を選定の上、実施すること。
などの提言がなされた。

2 実施計画の変更

(1) 実施計画の変更に至る経緯

廃棄物等の掘削の進捗によって標高の高いエリアから現場本来の地盤（地山）が現れ始めたことに伴い、平成21年度から、撤去が完了したエリアごとに住民に公開の下で撤去の完了確認（地山確認）を実施した結果、「つぼ掘り」などの地山の掘削による悪質巧妙な隠ぺい工作が明らかとなり、現場の全域が同様の不法投棄形態であるおそれがあったことから、平成22年度に廃棄物等の総量を再推計した結果、実施計画量を大きく上回ることが判明した。

また、撤去が完了したエリアを含む場内の複数の環境モニタリング地点から、平成22年度に新たに環境基準に追加された1,4-ジオキサンが継続して基準を超えて検出されていたことから、廃棄物等の撤去後も現場内には汚染された地下水が残るものと想定された。

それらの課題に対処するため工程を見直した結果、実施計画の期限である平成24年度末までに事業を完了することが困難となったものであるが、青森県では、平成25年度以降も原状回復方針を堅持し、国の財政支援を受けて支障除去等事業を実施するため、実施計画を変更することとした。

(2) 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会における検討及び了承

① 協議会における検討状況

実施計画の変更に当たり、県境不法投棄事案の原状回復対策の評価・検討等を行う県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（H15.7月設置）において、実施計画の変更案の検討が行われた。

協議会による検討は、平成24年5月から11月まで4回にわたって行われ、4回目となった平成24年11月10日に開催された協議会において、適正である旨了承された。

② 協議会から適正である旨了承された内容

ア 現場の最終的な保全目標

支障除去等事業終了後の現場を一般環境と同等の状態に戻すため、地下水、表流水、大気及び騒音については環境基準以下、土壌については周辺環境と同等とする現場の最終的な環境保全目標について適正と認められる。

イ 特定産業廃棄物及び汚染土壌等の処理方針等

(ア) 特定産業廃棄物、汚染土壌の撤去

平成23年度までの地山確認とボーリング調査の結果に基づく総量の再推計手法、それを用いて算出された特定産業廃棄物と汚染土壌量及び平成25年度までに全量撤去を完了する撤去計画について適正と認められる。

【図Ⅱ-11、12、13参照】

(イ) 汚染水の浄化

廃棄物等の撤去後も場内に残ると想定される汚染水については、自然浄化を基本としつつ、地下水を揚水して浸出水処理施設において処理することによる効率的な浄化を行う手法、環境基準の達成とする浄化目標及び廃棄物等の撤去完了後8年間、経過観察に1年間の計9年間と見込んだ浄化期間の考察について適正と認められる。

【図Ⅱ-14、図Ⅲ-17、18参照】

(ウ) 県境部における地下水流入対策

岩手県側現場から県境を越えて本県の現場に流入する地下水について、岩手県が鋼矢板による地下水の流入防止対策を講ずることとなった同県との協議結

果について適正と認められる。

ウ 廃棄物等撤去後の場内整備等

廃棄物等の撤去完了後における場内施設の解体撤去、地盤安定化のために行う整地、土砂流出・洗掘防止対策、側溝等による雨水排水対策の施工及びその工程について適正と認められる。

また、汚染拡散防止対策の終了後における浸出水処理施設等の解体撤去とその工程についても適正と認められる。

エ 事業実施期間及び事業費

廃棄物等の撤去及び汚染拡散防止対策等に要する延長が必要となる事業実施期間を10年間と見込み、平成34年度に終了する事業計画について適正と認められる。

また、事業の実施に要する費用についても適正と認められる。

○県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会名簿

氏名	所属等
石井 一 英	北海道大学准教授（大学院工学研究院）
宇藤 安貴子	田子町推薦委員（八戸農業協同組合女性部田子支部長）
榎本 善 光	八戸圏域水道企業団副企業長
小田 光 子	公募委員（弘前市在住）
小保内 敏 幸	二戸市長
佐々木 俊 介	青森公立大学教授（経営経済学部）
澤口 博 二	田子町推薦委員（田子の声100人委員会事務局長）
戸舘 一 宏	二戸市推薦委員（金田一川流域の自然を守る会副会長）
西垣 誠	岡山大学教授（大学院環境生命科学研究科）
福士 憲 一	八戸工業大学学務部長・教授（工学部土木建築工学科）
古市 徹	北海道大学教授（大学院工学研究院）
溝江 康 徳	公募委員（八戸市在住）
山本 晴 美	田子町長

3 原状回復方針

原状回復方針は次のとおりとする。

- 本県の原状回復対策については、馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先することを基本方針とする。
- 不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急を実施するため、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする。
- なお、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民や学識経験者等で組織する「原状回復対策推進協議会」などにおいて十分説明をし、その有効な再利用の方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物など最終的に土壌に還元さ

れる性質のものについて、現地で有効活用することも可能であると考えている。

4 汚染拡散防止対策

現場の原状回復を進めるにあたっては、周辺環境への汚染拡散防止に十分に配慮し、汚染拡散防止措置を講じる必要があるため、緊急的に実施しなければならない対策（緊急的対策）を行い、その後、本格的な汚染拡散防止対策（長期的対策）を講じる。 【図Ⅲ－1 参照】

（1）緊急的対策（平成17年度まで）

長期的対策を講じるまでの間の緊急対応として、汚染水を仮設浄化プラントで処理した。

また、雨水と廃棄物の接触を防止するため、表面遮水シートを設置した。

① 仮設浄化施設

ア 浸出水処理施設完成までの間の緊急的対策として、平成15年度に仮設浄化プラント（凝集沈殿処理＋砂ろ過）を設置した。 【図Ⅲ－2 参照】

イ 浸出水処理量は、集水面積、降雨量のデータ等により検討した結果、廃棄物撤去作業中を含めた日処理量を400m³とした。

② 緊急的表面遮水

緊急的対策として、中間処理施設周辺に表面遮水シートを設置して、雨水と廃棄物の接触を防止した。 【図Ⅲ－3 参照】

（2）長期的対策（平成17年度以降）

周辺への汚染拡散防止対策として、遮水壁を設置するとともに、汚染水が周辺環境へ影響することを防止するため、浸出水処理施設等の施設を整備した。

廃棄物等の撤去終了後も現場内に残る汚染水については、地下水の状況を把握したうえで、位置、深さなどについて専門家の意見を聴くなどし、現場内に揚水井戸を設置して、積極的かつ効率的に揚水することにより浄化することとし、この浄化方法については、3年程度経過後に中間評価を行い、その際には、汚染水浄化が効率的に行われることを確認するとともに、専門家の意見を聴くなどして、必要に応じて見直すものとする。

なお、岩手県側現場から本県の現場へ流入する地下水については、青森・岩手両県合同で実施した県境部地下水実態調査等を踏まえ両県で協議した結果、岩手県において鋼矢板による地下水流入防止対策を講じることとした。

① 浸出水処理施設

ア 不法投棄現場の汚染水が、周辺環境へ影響することを防止するため、浸出水処理施設、浸出水貯留池や付属する導水路等を施工した。

【図Ⅲ－4，5，6，11 参照】

イ 浸出水処理量は、集水面積、降雨量のデータ等により検討した結果、日処理量を150m³とした。

ウ 計画処理水質は、水質汚濁防止法の排水基準を基に、他の法令においてより厳しい基準が定められている項目はその基準によるなど、既存法令上の基準を基に、より厳しい基準に設定し、処理水質を満足させる処理フローを決定した。

【表Ⅲ－１，図Ⅲ－７参照】

表Ⅲ－１

設定項目		設定値		備考
		計画原水水質	計画処理水質	
水質 設定 値	BOD	900	60	mg/l（基準省令）
	COD	550	90	mg/l（基準省令）
	SS	250	10	mg/l（DXNガイドライン）
	T-N	250	60	mg/l（排水基準）
	有害物質	-	排水基準値	-
	DXN類	40	1	pq-TEQ/l（特別措置法）
計画処理水量		150 m ³ /日		-

② 遮水壁

ア 廃棄物撤去作業中の周辺環境への汚染拡散防止と水処理施設の効率化を図るため、廃棄物を囲い込める位置に遮水壁を施工した。【図Ⅲ－１参照】

イ 遮水壁は、厚さ50cm、透水係数が10⁻⁶cm/秒以下の壁を不透水性岩盤に岩着する構造とした。【図Ⅲ－８参照】

③ 排水路、表面遮水工事等

ア 平成16年度から18年度に雨水と浸出水を分離するための排水路を整備した。【図Ⅲ－９，１０，１１参照】

イ また、平成17年度から18年度に遮水壁の施工に合わせ場内の造成や道路整備、表面遮水シートの設置を順次施工した。【図Ⅲ－１２，１３，１４参照】

（３）汚染拡散防止対策の終了

汚染拡散防止対策は、現場周辺地下水及び表流水並びに現場内地下水が環境基準以下となり、かつ、検査結果の傾向に照らし基準に適合しなくなるおそれがないと認められた時点で、事業効果を確認するために行った調査結果を公表のうえ、終了する。

５ 廃棄物等の除去等

（１）撤去計画

廃棄物の撤去計画は、11ヘクタールの区域を標高の高いエリアからスライス的に掘削することを基本とし、年度ごとに以下のとおり撤去する方針としている。

【図Ⅲ－１５参照】

- ① 地下水の汚染に影響のないAエリアの一時仮置き場の堆肥様物と中間処理場にある堆肥様物及び汚染拡散防止対策で生じた廃棄物約96,000m³を平成16年度から平成18年度までに撤去した。
- ② 平成19年度に中間処理場の跡地を一時仮置き場・選別場として整備し、本格的な撤去作業を実施している。【図Ⅲ－16参照】
- ③ 撤去作業は平成25年度までに完了する。
- ④ 撤去工程については原状回復事業年度別工事計画（図Ⅲ－19）のとおりとする。

（2）処理方法

- ① 処理にあたっては、自区内で処理することを基本とする。
- ② 処理方法は、既存の廃棄物処理施設において焼却、焼成、熔融のいずれかの加熱処理をすることを基本に、その性状等から加熱処理に適さないものについては、廃棄物処理法に基づくそれ以外の適正処理方法のうち最も合理的な方法により適正に処理する。
- ③ 処理にあたっては、廃棄物の性状に応じ、許可を有する処理業者に委託し、廃棄物処理法の基準にしたがって適正に処理する。
- ④ 処理業者の選定は、処理能力、施設の稼働状況等を総合的に勘案し、原則的には、入札制度を活用して行う。

（3）廃棄物等撤去後の場内整備等

廃棄物撤去完了後、場内は、地盤安定化のため、整地、土砂流出防止、洗掘防止対策のほか、側溝等による雨水排水対策を実施する。

6 事業実施期間及び事業費

事業の実施期間及び事業費（概算）は、次のとおりである。

事業実施期間

事業内容		H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19～24 年度	H25 年度	H26 年度	H27～33 年度	H34 年度
汚染拡散防止対策	浸出水貯留池		■							
	浸出水及び雨水集排水施設		■	■	■					
	鉛直遮水壁工事等			■	■	■				
	表面遮水工		■		■	■				
	仮設浄化プラント		■	■						
	現場内の水質	■	■	■	■	■	■	■	■	●
	浸出水処理施設の稼働		■	■	■	■	■	■	■	
	現場内地下水モニタリング		■	■	■	■	■	■	■	
	浸出水処理施設等の解体撤去									■
廃棄物等の撤去	有害廃棄物の一部撤去		■	■	■					
	廃棄物・汚染土壌の撤去					■	■	■		
	仮設構築物の解体撤去、場内整備						■	■		
県境部の地下水流入防止対策工							■	■		

事業費

費目 / 細目	事業費（百万円）	備考
汚染拡散防止対策事業費（解体撤去を含む）	8,511	
浸出水処理施設等工事	3,091	概算
遮水壁等工事	2,558	概算
その他工事	1,579	概算
監理委託業務	1,283	概算
廃棄物処理事業費	35,609	
廃棄物運搬処理	30,677	概算
廃棄物掘削積込	4,932	概算
環境モニタリング事業費	989	
モニタリング委託業務	989	概算
水処理施設維持管理費	2,455	
維持管理委託業務	2,455	概算
事務費	131	
事務費	131	概算
総計	47,695	

IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し講じた措置及び講じようとする措置の内容

1 基本的考え方

特定産業廃棄物の処分を行った者等の責任追及については、廃棄物処理法の安定的施行を確保し、不法投棄の未然防止のためにも厳格な対応が必要であると認識しているところである。

また、特定支障除去等事業に要する費用は、県民さらには全国民の負担となることから、国の積極的な関与のもと、関係都県市の協力を得ながら、特定産業廃棄物の処分を行った者等の責任を徹底的に追及することとする。

特定産業廃棄物の処分を行った者からの費用の徴収については、三栄化学工業株式会社が有する不動産について換価処分を行うなど、回収に努める。

特定支障除去等事業に要する費用について、特定産業廃棄物の処分を行った者等から費用が徴収された場合には、適正処理推進センターに対し、当該徴収された金額に同センターからの出せん額を特定支障除去等事業に要する費用で除して得た割合を乗じて得た額を返還し、国に対し、当該徴収された金額に国から交付を受けた補助金の額を特定支障除去等事業に要する費用で除して得た割合を乗じて得た額を返還するものとする。

なお、県境不法投棄産業廃棄物の排出・収集運搬等を行った事業者等において、県境不法投棄産業廃棄物の撤去等自主的な措置が講ぜられるよう、引き続き、働きかけるものとする。

2 特定産業廃棄物の処分を行った者に対し講じた措置の内容

(1) 青森・岩手両県警による強制捜査着手までの措置

① 三戸保健所では、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する監視・指導の頻度、内容及び事務処理、苦情処理等について定めた「廃棄物及び浄化槽に係る事務取扱い要領」(昭和62年4月策定)によって、三栄化学工業に対する立入調査、監視・指導を行ったところである。

② 上記要領による監視に加えて、平成8年6月18日から10月3日までの間に早朝監視5回、夜間監視4回を実施したほか、平成7年3月の住民からの情報をはじめとして、住民、元従業員等からの情報提供に基づき立入調査を行い、不適正処理等については改善指導票を交付するなどして指導を行ったところである。

また、平成7年10月に確認した不法投棄に係る事業停止処分期間中(平成8年11月11日～12月10日)は、毎日、監視を実施したほか、早朝監視(5時～8時)5回、夜間監視(17時～20時)7回を実施したところである。

さらには、事業停止処分期間終了後も不適正処理等の苦情、情報が寄せられたことから、本庁による立入調査のほか、平成9年7月7日から10日に夜間監視

(21時～翌朝3時)を実施したところである。

- ③ 平成10年度には、住民から汚染水が河川に流出しているとの苦情、情報があり、八戸保健所が水質調査を実施したが特に異状は確認されなかった。
- ④ 平成11年4月には、岩手県と合同で立入調査を実施し、本件現場の斜面を汚水が流れていることを確認したが、不法投棄の事実は確認できなかった。同年6月、7月、10月に水質調査を行っているが、異常は確認されなかった。

(2) 三栄化学工業株式会社及び同社元代表取締役に対する措置命令等

① 三栄化学工業株式会社に対する措置命令等

ア 措置命令の発出等

県では、三栄化学工業株式会社に対して、次のとおり、措置命令を行った。

措置命令日	履行期限	講ずべき措置の概要	履行状況
H12. 6. 28	H12. 8. 31	不法投棄現場からのRDF様物(ごみ固形物)約8,000トン及び汚染土壤の撤去	平成13年7月までにRDF様物(ごみ固形物)約2,600トンを産業廃棄物処理業者に委託処理した。
H12. 8. 22	H13. 1. 21	不法投棄現場からの廃油混入堆肥及び汚染土壤の撤去	谷部に野積みしていた堆肥様物については、現場北側の素掘りの穴(旧中間処理施設)に遮水シートを敷設の上、約33,000立方メートルを移し替えをした。他に、中間処理施設(堆肥化施設)及び堆肥様物仮置場の覆土を行った。また、平成13年には高密度電気探査を行った。
H14. 9. 6	H18. 9. 30	不法投棄現場周辺への汚染拡散防止対策	不履行
H15. 12. 10	H25. 3. 31	これまでの措置命令により撤去を命じたごみ固形物及び廃油混入堆肥以外の不法投棄に係るごみ固形物、燃え殻、汚泥、感染性産業廃棄物その他の産業廃棄物及び汚染土壤の撤去並びに撤去場所の埋め戻し	不履行

また、県では、平成12年8月23日、三栄化学工業株式会社の産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を取り消した。

イ 代執行、代執行費用納付命令等

三栄化学工業株式会社の措置命令の履行状況が①アの表の履行状況欄に掲げるとおりであったことから、県では、代執行を行い、次のとおり、代執行費用納付命令を行った。

年 度	納付命令額	納付状況	備 考
15	56,104,650	5,500,000	14年度代執行分
16	615,892,215	未納付	15年度代執行分
17	2,163,973,234	未納付	16年度代執行分
18	3,426,420,150	未納付	17年度代執行分
19	3,226,505,979	未納付	18年度代執行分
20	3,297,693,939	未納付	19年度代執行分
21	4,766,906,505	未納付	20年度代執行分
22	7,000,667,223	未納付	21年度代執行分
23	6,474,266,286	未納付	22年度代執行分
	57,761,545	未納付	23年4月代執行分
24	4,806,213,028	未納付	23年5月～24年3月代執行分
計	35,892,404,754	5,500,000	

ウ 代執行費用に係る滞納処分の執行

三栄化学工業株式会社の納付命令の履行状況が①イの表の納付状況欄に掲げるとおりであったことから、県では、次のとおり、国税滞納処分の例により滞納処分を行うとともに、他に代執行費用に充てることができる財産がないか調査を行った。

i 不動産売掛債権の差押え等

平成15年9月、三栄化学工業株式会社が第三債務者に対して有する不動産売掛債権3,500万円（7年間分割払い）を差し押さえ、平成15年度から平成23年度までにかけて、遅延利息約120万円を含む約3,620万円を回収した。

ii 八戸市所在の敷地等の差押え等

平成16年4月に三栄化学工業株式会社が八戸市に所有する本社敷地の一部（八戸市下長6丁目 約600㎡）、同年5月に同敷地上の建屋及び附属建物（合計約110㎡）をそれぞれ差し押さえ、平成17年9月から平成24年11月までにかけて19回公売を実施したが、いずれも入札者はなかった。

iii 田子町所在の事務所等の差押え等

平成21年3月、三栄化学工業株式会社が田子町に所有する売買予約がされていた事務所及び工場（田子町遠瀬字水亦 合計約420㎡）を差し押さえたところ、平成23年2月、当該事務所及び工場の売買代金400万円が納付され、同年3月、当該差押えを解除した。

② 三栄化学工業株式会社元代表取締役に対する措置命令等

ア 措置命令の発出

県では、三栄化学工業株式会社元代表取締役源新勝明に対して、次のとおり、措置命令を行った。

措置命令日	履行期限	講ずべき措置の概要	履行状況
H23. 3. 31	H25. 3. 31	不法投棄現場からのRDF様物(ごみ固形物)、燃え殻等の産業廃棄物及びこれらの産業廃棄物に汚染された土壌約45万トンの撤去並びに撤去した場所の適正な埋め戻し	平成23年4月13日、措置命令を履行できない旨申し立てた。

イ 代執行、代執行費用納付命令等

②アの表の履行状況欄に掲げるとおり、源新勝明は、平成23年4月13日、措置命令を履行できない旨申し立てたため、県では、調査の結果、同人が措置命令を履行する見込みがないと認めて、代執行を行い、次のとおり、代執行費用納付命令を行った。

年度	納付命令額	納付状況	備考
23	51,523,298	未納付	23年4月代執行分
24	4,160,025,670	未納付	23年5月～24年3月代執行分
計	4,211,548,968	0	

ウ 代執行費用に係る滞納処分の執行

源新勝明の納付命令の履行状況が②イの表の納付状況欄に掲げるとおりであったことから、平成23年6月、県が水処理施設用地として同人から借りている田子町に所有する土地(田子町茂市字川倉ノ上11番等8筆 合計108,057㎡)を差し押さえるとともに、他に代執行費用に充てることができる財産がないか調査を行った。

(3) 縣南衛生株式会社及び同社元代表取締役に対する措置命令等

① 懸案衛生株式会社に対する措置命令等

ア 措置命令の発出等

県では、次のとおり縣南衛生株式会社に対して措置命令を行った。

措置命令日	履行期限	講ずべき措置の概要	履行状況
H12. 7. 14	H12. 8. 31	不法投棄現場からのRDF様物（ごみ固形物）約8,000トン及び汚染土壌の撤去	不履行
H12. 8. 22	H13. 1. 21	不法投棄現場からの廃油混入堆肥及び汚染土壌の撤去	不履行
H14. 9. 6	H18. 9. 30	不法投棄現場周辺への汚染拡散防止対策	平成14年12月に、パーク（樹皮）による簡易な汚染水浄化施設を設置
H15. 12. 10	H25. 3. 31	三栄化学工業（株）に処分の委託を行ったごみ固形物、感染性産業廃棄物及びこれらの産業廃棄物に汚染された土壌の撤去並びに撤去した場所の適正な埋め戻し	不履行

なお、縣南衛生株式会社は、平成12年10月5日、破産宣告を受けたことから、県では、同社に対する措置命令の代執行を行うことがある場合を想定して、約75億円の破産債権の届出を行った。

イ 代執行、代執行費用納付命令等

縣南衛生株式会社の措置命令の履行状況が①アの表の履行状況欄に掲げるとおりであったことから、県では、代執行を行い、次のとおり、代執行費用納付命令を行った。

年度	納付命令額	納付状況	備考
15	56,104,650	2,100,000	14年度代執行分
16	615,892,215	未納付	15年度代執行分
17	2,163,973,234	未納付	16年度代執行分
計	2,835,970,099	2,100,000	

なお、縣南衛生株式会社については、平成18年4月16日、さいたま地裁において破産手続廃止決定がなされた。

② 縣南衛生株式会社元代表取締役に対する措置命令等

ア 措置命令の発出等

県では、縣南衛生株式会社元代表取締役依田清孝に対して、次のとおり、措置命令を行った。

措置命令日	履行期限	講ずべき措置の概要	履行状況
H23. 3. 31	H23. 6. 2	不法投棄現場からのRDF様物（ごみ固形物）約5,400トンの撤去及び撤去した場所の適正な埋め戻し	平成23年4月13日、措置命令を履行できない旨申し立てた。

イ 代執行、代執行費用納付命令等

②アの表の履行状況欄に掲げるとおり、依田清孝は、平成23年4月13日、措置命令を履行できない旨申し立てたため、県では、調査の結果、同人が措置命令を履行する見込みがないと認めて、代執行を行い、次のとおり、代執行費用納付命令を行うとともに、代執行費用に充てることができる財産がないか調査を行った。

年 度	納付命令額	納付状況	備 考
23	577,615	未納付	23年4月代執行分
24	46,637,059	未納付	23年5月～24年3月代執行分
計	47,214,674	0	

3 特定産業廃棄物の処分を行った者に対し講じようとする措置の内容

(1) 三栄化学工業株式会社及び同社元代表取締役に対し講じようとする措置の内容

① 三栄化学工業株式会社に対して講じようとする措置の内容

平成24年度以降特定支障除去等事業終了までの間、各年度ごとに代執行費用納付命令を行う。

また、平成16年4月及び5月に県が差し押さえた不動産について、公売により換価処分を行い、代執行費用に充てるほか、引き続き、他に代執行費用に充てることができる財産がないか調査を行い、差押対象財産が判明した場合には、滞納処分を執行する。

② 三栄化学工業株式会社元代表取締役源新勝明に対して講じようとする措置の内容

措置命令分の撤去が完了する年度まで代執行費用納付命令を行う。

現在、差し押さえている不動産（県が水処理施設として借りているもの。）については、水処理施設撤去後に公売手続に付すこととし、引き続き、他に代執行費用に充てることができる財産がないか調査を行い、差押対象財産が判明した場合には、滞納処分を執行する。

(2) 縣南衛生株式会社元代表取締役に対して講じようとする措置の内容

縣南衛生株式会社は、平成18年4月16日、さいたま地裁において破産手続廃止決定がなされており、同社元代表取締役依田清孝について、措置命令分の撤去が完了する年度まで代執行費用納付命令を行うとともに、引き続き代執行費用に充てることができる財産がないか調査を行い、差押対象財産が判明した場合には、滞納処分を執行する。

4 排出事業者等に対し講じた措置の内容

(1) 排出事業者の把握

青森・岩手両県において、三栄化学工業株式会社及び縣南衛生株式会社の取引台帳等の関係書類の調査及び関係収集運搬業者に対する報告徴収を行った結果、12,003社の排出事業者がリストアップされた。

① リストアップした排出事業者の都道府県別内訳は、次のとおりである。

都道府県	第1次分	第2次分	第3次分	合計
北海道	3	0	1	4
青森県	42	1	2	45
岩手県	22	4	1	27
宮城県	36	185	4	225
秋田県	8	0	0	8
山形県	1	0	0	1
福島県	34	5	1	40
茨城県	198	600	50	848
栃木県	126	714	166	1,006
群馬県	158	397	31	586
埼玉県	907	1,637	347	2,891
千葉県	82	256	54	392
東京都	708	2,825	626	4,159
神奈川県	179	482	37	698
新潟県	9	346	79	434
山梨県	6	181	3	190
長野県	7	37	6	50
静岡県	4	371	4	379
愛知県	1	0	2	3
大阪府	3	3	1	7
兵庫県	2	2	1	5
和歌山県	0	0	1	1
香川県	0	2	0	2
愛媛県	0	0	1	1
福岡県	0	1	0	1
合計	2,536	8,049	1,418	12,003

② 排出事業者の主要業種別内訳（推定）は、次のとおりである。

大分類	産業中分類	1次	2次	3次	合計	構成比
農業・林業・漁業、鉱業		6	5	2	13	0.1%
建設業		125	311	79	515	4.3%
製造業	食品製造業	128	83	24	235	2.0%
	パルプ・紙・紙加工品製造業	40	58	21	119	1.0%
	出版・印刷・同関連産業	201	781	147	1,129	9.4%
	化学工業	147	175	37	359	3.0%
	プラスチック製品製造業	45	48	23	116	1.0%
	金属製品製造業	82	107	26	215	1.8%
	電気機械器具製造業	34	39	13	86	0.7%
	その他	250	411	126	787	6.6%
電気・ガス・熱供給業・水道業		27	11	4	42	0.3%
運輸・通信業		123	218	67	408	3.4%
卸売・小売業		173	383	81	637	5.3%
サービス業	洗濯業	372	1,219	81	1,672	13.9%
	医療業	323	2,404	390	3,117	26.0%
	教育	16	67	21	104	0.9%
	学術研究機関	23	33	10	66	0.5%
	廃棄物処理業	69	45	13	127	1.1%
	その他	101	797	117	1,015	8.5%
公務		8	107	24	139	1.2%
不明		170	675	112	957	8.0%
欠番		73	72	0	145	1.2%
合計		2,536	8,049	1,418	12,003	100%

注1) 本表の業種区分は、1次、2次、3次の報告徴収を行う段階で事業者の社名等から推定した参考値である。

注2) 欠番とは、同一事業者を二重にリストアップしていたもの等の数を示す。

(2) 排出事業者に対する報告徴収の実施等について

① 報告徴収の実施

ア 排出事業者の多くが首都圏に所在することから、排出事業者の責任追及に係る事務の円滑化等を目的として、平成14年8月に環境省主催で、関係都県市部長会議を開催し、青森・岩手両県が排出事業者の責任追及に係る事務について協力を依頼した。

イ その後、排出事業者に対して産業廃棄物の処分の委託状況等について廃棄物処理法に基づく報告徴収を行うに当たり、その円滑化を目的として、青森・岩手両県が関係都県市の協力を得て、平成14年10月中旬から平成15年2月下旬までにかけて1都12県で延べ30回にわたり、排出事業者説明会を行い、順次、報告徴収を実施した。

② 報告徴収状況等

ア 青森・岩手両県において、報告徴収を実施した結果、所在不明等である排出事業者については、両県が関係都県市に対して所在地調査を依頼し、所在が判明した排出事業者に対しては、再度、報告徴収を実施した。

イ 報告期限が到来しても報告書を提出しない排出事業者に対しては、関係都県市による電話等による催促の後、両県が2回にわたり、書面による督促を実施したところであるが、なお報告書を提出しない排出事業者に対しては、関係都県市の協力を得て、事業所に赴き報告書の提出を督促する等強力に報告書の提出を求めた。

ウ 平成25年1月末現在の報告徴収状況については、所在不明事業者等を除く10,723事業者のうち、10,692事業者から報告書の提出があり、提出率は、99.7%である。

なお、本県の調査担当分（6,779事業者）については、所在不明を除く5,948事業者すべてから提出があり、提出率は100%となっている。

H25. 1. 31現在

	報告徴収 対象者数 a	提 出 事業者数 b	未 提 出 事業者数 c	住所不明等 d	提出率 $\frac{b}{a-d} \times 100$
第1次分	2,536 (1,236)	2,292 (1,126)	12 (0)	232 (110)	99.5 (100)
第2次分	8,049 (4,691)	7,225 (4,089)	17 (0)	807 (602)	99.8 (100)
第3次分	1,418 (852)	1,175 (733)	2 (0)	241 (119)	99.8 (100)
計	12,003 (6,779)	10,692 (5,948)	31 (0)	1,280 (831)	99.7
		10,723 (5,948)			100

注) () は青森県調査担当分

(3) 報告書の審査等

① 提出された報告書については、青森・岩手両県で分担し（青森県の審査対象となる報告書に係る排出事業者数は、5,948社である。）、

ア 無許可の産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託していないか等の委託基準違反の有無

イ 不適正対価での委託等注意義務違反の有無について、審査を行った。

② 平成25年1月末日現在の本県の審査状況は、次のとおりである。

審査対象 事業者数 a	廃業等 b	行政処分困難 c	違反なし d	行政処分 、自主撤去 e	調査中 a-(b+c+d+e)
5,948	155	1,969	3,581	47	196

注) 「行政処分困難」とは、縣南衛生株式会社に処分が委託された産業廃棄物で三栄化学工業株式会社に運び込まれたことが認定できない等のため行政処分困難であったものをいう。

③ なお、特定支障除去等事業に着手するまでの間に、措置命令の対象となる排出事業者の全てを確知して措置命令を行うことが困難であると認められたことから、特定支障除去等事業に係る費用の求償権を担保するため、廃棄物処理法第19条の8第1項後段の規定による公告を行った。

(4) 措置命令の発出等

報告書の審査、立入検査の結果、委託基準違反が認められた排出事業者に対し、青森県知事及び岩手県知事連名で、廃棄物処理法第19条の5第1項の規定により、措置命令を行った。

平成25年1月末日現在の措置命令の概要は次のとおりで、全て履行済みである。

年度	措置命令日	履行日	被措置命令者	撤去を命じた廃棄物及び量		履行実績	左のうち青森県側 現場からの履行実績
15	H15.6.18	H15.8.7	東京都:専門サービス業	燃え殻	0.809t	1.412t	-
				ごみ固形物	1.940t	2.420t	2.420t
			東京都:製造業	燃え殻	0.080t	0.140t	-
				ごみ固形物	2.000t	2.500t	2.500t
		東京都:各種商品卸売・小売業	燃え殻	0.160t	0.279t	-	
		東京都:道路貨物運送業	燃え殻	0.028t	0.049t	-	
	H15.8.6	H15.10.1	東京都:事業サービス業	燃え殻	0.428t	0.750t	-
				ごみ固形物	5.100t	5.780t	5.780t
	小計 ①		6事業者	燃え殻	1.521t	2.660t	0.000t
				ごみ固形物	9.040t	10.700t	10.700t
		小計		10.561t	13.360t	10.700t	
16	H16.7.28	H16.9.28	東京都:事業サービス業	燃え殻	6.620t	7.320t	-
	H16.8.31	H16.10.19	栃木県:電子部品・デバイス製造業	燃え殻	35.410t	41.980t	-
			東京都:木材・木製品製造業	燃え殻	3.192t	6.040t	-
	H16.11.19	H16.12.22	東京都:鉄鋼業	汚泥	77.070t	81.740t	-
			東京都:化学工業	汚泥	149.730t	150.020t	-
			東京都:金属製品製造業	汚泥	5.370t	5.400t	-
	H16.12.1	H17.3.1~2	埼玉県:化学工業	汚泥	135.900t	138.105t	138.105t
		H17.3.2~3	埼玉県:化学工業	汚泥	139.010t	141.215t	141.215t
	H17.3.22	H17.5.27	東京都:食料品製造業	動植物性残渣	24.000t	24.680t	-
			神奈川県:金属製品製造業	燃え殻	4.000t	4.280t	-
		H17.6.13	埼玉県:金属製品製造業	汚泥	13.000t	13.840t	13.840t
小計 ②		11事業者	燃え殻	49.222t	59.620t	0.000t	
			汚泥	520.080t	530.320t	293.160t	
			動植物性残渣	24.000t	24.680t	0.000t	
			小計	593.302t	614.620t	293.160t	
17	H17.5.31	H17.8.12	長野県:食料品製造業	燃え殻	6.232t	6.380t	-
	小計 ③		1事業者	小計	6.232t	6.380t	-
合 計 ①+②+③			18事業者	燃え殻	56.975t	68.660t	0.000t
				汚泥	520.080t	530.320t	293.160t
				動植物性残渣	24.000t	24.680t	0.000t
				ごみ固形物	9.040t	10.700t	10.700t
				計	610.095t	634.360t	303.860t

(5) 納付命令の発出

青森県では、平成16年度の特定支障除去等事業に要する費用が確定したことに伴い、平成17年6月以降に判明した法違反排出事業者に対して、法違反産業廃棄物の1/2の量の相当産業廃棄物の撤去に要した費用の納付命令を行った。

なお、審査の迅速化、効率化を図る観点から、平成18年度以降において、法違反排出事業者に行政処分を行う場合は、青森県及び岩手県それぞれが管轄する都道府県の区域により、法違反産業廃棄物の全量に係る命令を発出することとなった。

平成25年1月末日現在の納付命令の概要は次のとおりであり、すべて履行済みである。

年度	納付命令日	収納日	被納付命令者	行政代執行物	納付命令額	備考
17	H17.10.11	H17.10.26	東京都:炭素・黒鉛製品製造業	燃え殻 (2.8200t) 廃プラスチック類 (16.3820t)	762,586円	
	H17.10.11	H17.10.18	千葉県:食料品製造業	燃え殻 (0.0580t)	2,303円	
	H18.1.10	H18.1.25	茨城県:食料品製造業	燃え殻 (19.7135t)	782,900円	
	H18.1.10	H18.1.25	茨城県:金属製品製造業	燃え殻 (8.9420t)	355,121円	
18	H18.5.25	H18.6.12	埼玉県:化学工業	汚泥 (27.1200t)	1,077,041円	
計			5事業者	(75.0355t)	2,979,951円	

5 排出事業者等からの自主撤去の申出

平成25年1月末日現在の自主撤去（費用抛）の概要は次のとおりである。

年度	申出日	収納日	申出者の業種	抛申出額	備考
17	H17.9.27	H17.10.14	精密機械器具製造業	45,147,000円	汚泥・燃え殻1,287.389t相当(岩手県側は同量撤去)
18	H18.8.11	(第1回抛) H18.8.30	廃棄物処理業A	(第1回抛) 9,685,910円	燃え殻1,327.56t相当を5年程度に分割して抛(岩手県側は同量撤去) 第1回抛は、267.56t相当
	H18.10.27	H18.11.30	非鉄金属製造業	68,001,742円	汚泥等1,712.3295t相当(岩手県側は同量撤去)
	H18.10.30	H18.11.22	各種商品小売業	6,950,570円	廃プラ類等175.02t相当(岩手県側は同量撤去)
	H18.11.28	H18.12.11	非鉄金属製造業	5,956,950円	廃プラ類150t相当
	小計			90,595,172円	
19	H19.3.29	H19.4.20	輸送用機械器具製造業	31,698,917円	廃プラ類等798.2t相当
	H19.3.29	(第1回抛) H19.4.20	廃棄物処理業者B	(第1回抛) 12,390,456円	廃油、廃プラ類等1,559.33t相当を5年に分割して抛 第1回抛は、312t相当
	H19.6.18	(第1回抛) H19.7.5	廃棄物処理業者C	(第1回抛) 7,386,618円	廃プラ類等926.6544t相当を5年に分割して抛 第1回抛は、186t相当
	H19.6.19	H19.7.5	娯楽業	4,627,399円	廃プラ類等116.521t相当
		(第2回抛) H19.7.6	廃棄物処理業A	(第2回抛) 9,695,171円	平成18年度分割抛申出に係る第2回抛分 第2回抛は、272.16t相当
	H19.8.20	H19.9.7	総合工事業	79,426円	廃プラ類等2t相当
	H19.11.16	H19.11.30	食料品製造業	2,948,691円	動植物性残さ等148.5t相当(左記2社が1/2ずつ)
	H19.11.16	H19.11.30	倉庫業	2,948,691円	
	H19.12.4	H19.12.21	化学工業	10,341,030円	汚泥等553.58tの1/2
	H19.12.29	H20.1.25	化学工業	8,888,339円	廃プラ類等237.907t相当
H20.2.1	H20.2.15	廃棄物処理業者D	65,205,874円	廃プラ類等1,745.2925t相当	
小計			156,210,612円		
20		(第2回抛) H20.4.10	廃棄物処理業者B	(第2回抛) 12,390,456円	平成18年度分割抛申出に係る第2回抛分 第2回抛は、312t相当
	H20.4.16	H20.5.16	廃棄物処理業E	3,059,084円	廃プラ類等163.76004tの1/2相当
		(第3回抛) H20.6.27	廃棄物処理業A	(第3回抛) 9,534,406円	平成18年度分割抛申出に係る第3回抛分 第3回抛は、265.512t相当
		(第2回抛) H20.7.10	廃棄物処理業者C	(第2回抛) 7,386,618円	平成19年度分割抛申出に係る第2回抛分 第2回抛は、186t相当
	小計			32,370,564円	

年度	申出日	収納日	申出者の業種	抛出申出額	備 考
21		(第3回抛出) H21.4.27	廃棄物処理業者B	(第3回抛出) 12,390,456円	平成18年度分割抛出申出に係る第3回抛出分 第3回抛出は、312t相当
		(第4回抛出) H21.6.23	廃棄物処理業A	(第4回抛出) 9,534,406円	平成18年度分割抛出申出に係る第4回抛出分 第4回抛出は、265.512t相当
		(第3回抛出) H21.7.8	廃棄物処理業者C	(第3回抛出) 7,386,618円	平成19年度分割抛出申出に係る第3回抛出分 第3回抛出は、186t相当
	H22.2.1	(第1回抛出) H22.3.18	廃棄物処理業E	(第1回抛出) 10,521,477円	2年に分割し、総量は汚泥等1,126.454tの1/2相当 第1回抛出は、281.61989t相当
	小 計			39,832,957円	
22		(第4回抛出) H22.4.19	廃棄物処理業者B	(第4回抛出) 12,390,456円	平成18年度分割抛出申出に係る第4回抛出分 第4回抛出は、312t相当
		(第4回抛出) H22.7.9	廃棄物処理業者C	(第4回抛出) 7,386,618円	平成19年度分割抛出申出に係る第4回抛出分 第4回抛出は、186t相当
		(第5回抛出) H22.7.29	廃棄物処理業A	(第5回抛出) 9,222,137円	平成18年度分割抛出申出に係る第5回抛出分 第5回抛出は、256.816tt相当
	H22.6.30	H22.8.2	廃棄物処理業F	6,434,236円	廃プラ類等172.22t相当
	H22.8.25	(第1回抛出) H22.9.17	廃棄物処理業G	(第1回抛出) 10,594,000円	2年に分割し、総量は廃プラ類等567.1154t相当 第1回抛出は、283.5577t相当
	H22.10.5	H22.11.30	化学工業	30,200,306円	コンクリート被覆ドラム缶190本(226.24t相当)の処理費用相当額 上記のほか、コンクリート被覆ドラム缶130本(155.77t相当)について、平成22年10月自主撤去
		(第2回抛出) H23.3.18	廃棄物処理業E	(第2回抛出) 10,521,000円	平成21年度分割抛出申出に係る第2回抛出分 第2回抛出は、281.60711t相当
小 計			86,748,753円		
23		(第5回抛出) H23.4.20	廃棄物処理業者B	(第5回抛出) 12,363,849円	平成18年度分割抛出申出に係る第5回抛出分 第5回抛出は、311.33t相当
		(第5回抛出) H23.7.20	廃棄物処理業者C	(第5回抛出) 7,253,755円	平成19年度分割抛出申出に係る第5回抛出分 第5回抛出は、182.6544t相当
		(第2回抛出) H23.9.16	廃棄物処理業G	(第2回抛出) 10,593,998円	平成22年度分割抛出申出に係る第2回抛出分 第2回抛出は、283.5577t相当
	H24.1.17	H24.1.30	建設業	75,528円	廃コンデンサ1個(0.03t相当)の分析費用相当額 上記のほか、廃コンデンサ1個について、平成24年2月自主撤去
	小 計			30,287,130円	
24	H24.11.8	H24.11.29	廃棄物処理業者H	3,905,377円	廃プラ類等98.34t相当
	H25.1.4	H25.1.22	廃棄物処理業者I	5,000,000円	不法投棄現場の原状回復対策への寄附
	H25.1.28	(第1回抛出) H25.3予定	廃棄物処理業J	(第1回抛出) 1,000,000円	不法投棄現場の原状回復対策への寄附として500万円を5年程度に分割して抛出
合 計			24事業者	491,097,565円	

6 排出事業者等に対し講じようとする措置の内容

審査未了の排出事業者について、速やかに調査を行い、委託基準違反、注意義務違反等の廃棄物処理法違反が認められた場合は、特定支障除去等事業に要した費用の納付命令を行う。

また、県境不法投棄産業廃棄物の排出・収集運搬等を行った事業者等において、県境不法投棄産業廃棄物の撤去等自主的な措置が講ぜられるよう、引き続き、働きかけるものとする。

V 不適正処分の再発防止策

1 検証委員会の設置

本事案に係るこれまでの県の対応状況を第三者の視点で検証し、県行政上の問題点及び責任を明らかにするとともに、今後の廃棄物行政の的確な運営を図ることを目的に、平成14年10月1日検証委員会を設置した。

県境不法投棄検証委員会委員

分野	氏名	備考
行政関係	大竹昭裕	青森大学助教授 委員長
	春日修	弘前大学助教授
廃棄物関係	熊谷浩二	八戸工業大学教授
弁護士	赤津重光	赤津重光法律事務所
一般	成田有子	ネットワークA・L代表

2 検証委員会の検証結果報告

(1) 行政責任について

平成8年6月6日以前の県の対応については、様々な問題点があるものの落ち度があったとまでは言い切れない。

平成8年6月6日、三栄化学工業が賃貸借契約解除を理由に同社の実質的な事業用地への立入りを拒否した以降、県は同社が不法投棄を行っている蓋然性が高いものと認識し、可能な限りの手段を用いて事実把握に努めるべきであった。

しかし、県は、事実把握や業者への対応について、他に採り得る方法があったにもかかわらずそれを行っておらず、また、他の採りうる方法の検討さえも行っておらず、ここに県の落ち度があると判断する。

(2) 平成8年6月6日以前を含む全般的問題

① 三栄化学工業に対する認識の甘さ

県は、三栄化学工業が行政指導を受け入れ、その都度改善策を講じていたので、とりわけ悪質な業者であるとの認識はなかったとしている。

しかし、住民から多くの情報が寄せられていたこと、平成7年には燃えがらの不法投棄が発覚していることをもあわせ考えれば、このような認識は甘かったと言わざるを得ない。

② 事実確認の甘さ

不法投棄を疑わせる様々な兆候があったにもかかわらず、調査、確認を行わなかった。

- ・管理型最終処分場が空であった。
- ・不法投棄の主要現場について、昭和56年に届出した産業廃棄物最終処分場(約100ヘクタール)の一部であると県職員に主張していた。

・平成8年5月に新たな不法投棄を疑わせる事実を保健所職員が発見していた。

③ 業者への対応の甘さ

- ・行政指導を主とした県の対応が、三栄化学工業が県をみくびることとなった。
- ・平成7年の燃えがらの不法投棄発覚から処分まで1年以上の時間を要しているのは、処分の基礎となる事実確認に慎重を期すためとはいえ、遅きに失したと言わざるを得ない。
- ・事業停止の行政処分手続きの進行中に、業者から処理業に動植物性残さを追加したい旨の相談を受けた際、「申請は行政処分後にして欲しい。」旨の説明をしている。

(3) 平成8年6月6日以降の問題点

① 行政調査を尽くさなかったこと

平成8年6月6日以降、県は、不法投棄を行っている可能性が高いという認識を持ち、三栄化学のとる法的技巧を乗り越える方途を見出して行政調査を行うべきであったにもかかわらず、実際には十分な調査は行われなかった。調査が不十分であったことは、県の落ち度であると言わざるを得ない。

② 警察への情報提供・連携が不十分であったこと

平成8年6月6日、立入りを拒んだ時点で、不法投棄を疑うに足る状況にあったというべきであり、この時点で、行政独自の対応をとることと並行して、県警への情報提供をすべき機が熟していたと考えられるが、県警への情報提供を行わなかったことは不適切であり、ここに県の落ち度があると言わざるを得ない。

③ 他部局との連携が不十分だったこと

廃棄物担当部局は、他の部局と十分な連携をとっていたとは言えないし、他の部局も、環境への被害が懸念される情報を速やかに廃棄物担当部局に伝える態勢をとっていたとは言い難い。

廃棄物担当部局は、本事案に関係する他の部局に協力を要請し、連絡を密にすべきであった。それをしなかったところに、県の落ち度が認められる。

(4) 再発防止策の提言

① 業者に対する毅然とした態度

悪質業者に対する場合には、行政が毅然とした厳しい態度で臨む必要がある。行政処分の権限の発動に過度に抑制的になることなく、必要があれば積極的に権限を行使すべきであろう。

② 適切な情報収集

不法投棄や不適正処理が疑われる場合には、廃棄物処理法上の立入検査、報告徴収権限を最大限行使して、情報収集と事実把握に努めるべきである。

③ 担当職員の意識・感覚の重要性と監視活動の継続性・一貫性の確保

環境行政、廃棄物行政に携わる者には、情報の真に意味するところを的確に認識し、その背後にあるものを推し量る感覚が重要となる。また、職員の異動により担当者が変わっても、継続性・一貫性のある監視活動が行えるような態勢を整えることが必要である。

④ 廃棄物担当部局と他の部局との連携強化

不法投棄等を示唆する情報を得た部局は速やかに廃棄物担当部局に情報提供するという態勢を構築すべきであるし、また、廃棄物担当部局でも、必要に応じて、他の部局に協力を仰ぐという仕組みを作る必要がある。

⑤ 警察との連携強化

不法投棄が疑われるが、行政の手に余るという場合は、警察へ情報提供し、捜査を促す必要がある。大切なことは、どの程度までを行政レベルで処理し、どこからを警察に委ねるかという見極めである。

(5) 結語

本事案について県行政に一定の落ち度があったことを認定し、再発防止策を提言したが、本委員会としては、県がこれを真摯に受け止め、検証結果を今後の廃棄物行政に生かし、二度とこのような事態を引き起こすことのないよう、県において十分な対策をとることを求めるものである。

3 県警による強制捜査後の県の対応の問題点

(1) マニフェストが焼却された経緯

二戸警察署が押収した関係資料について、廃棄物の搬入状況の実態を解明し、また、排出事業者や再委託業者、収集運搬業者で不適切な事務処理が認められる者の存在を確認するため、平成12年11月に同署の承諾を得て、同署内においてマニフェストの一部をカメラで撮影した。

この撮影の直後には、三栄化学工業の社長に対して、押収された資料が警察署から返却されたら、県に連絡するよう依頼し、その後何度か返却されていないか確認をしたところである。

平成13年8月に押収資料が返却されたとの情報を同年10月前に入手し、同月、三栄化学工業社長に対し資料の借用を依頼したが、同社の代理人となっている弁護士と交渉するようと言われた。

県は、代理人である弁護士と交渉したが、弁護士からは、マニフェストの県への提供は、三栄化学工業の不利益になることも想定されるので、提供は拒否し、資料は全て焼却するとの回答があった。

同年11月に三栄化学工業社長に対し、資料の処分について確認したところ、既に焼却したとの回答があった。

(2) 廃棄物処理法に基づく報告の徴収

平成14年5月に、廃棄物処理法に基づき報告の徴収を行ったが、代理人である弁護士からは、資料は全て廃棄又は散逸してしまったとの回答があった。

(3) 問題点

マニフェストは、廃棄物の搬入状況の実態、排出事業者情報を把握するための重要な書類であり、本件事案を解明するためには、県においては早期に確保しておく必要があった。

しかし、結果として、三栄化学工業が保管していた全てのマニフェストが廃棄又は散逸してしまった原因は、

- ① 押収資料を返却する際は、警察署から県に事前に連絡をしてもらえるような体制にしておくべきであったが、警察との連携が不十分であった。
- ② 押収資料の提供を三栄化学工業の任意に委ねるのではなく、厳正に三栄化学工業に対処すべきであったにもかかわらず、廃棄物処理法に基づく報告の徴収を行ったのは、焼却が判明した後であったことにある。

4 関係職員の処分

県は、平成15年8月28日、本件事案について、関係職員の処分を行った。その内容は、次のとおりである。

- ① 県境不法投棄検証委員会から、落ち度として指摘された平成8年度から11年度までの間に、
 - ・行政調査を尽くさなかった。
 - ・警察への情報提供・連携が不十分であった。
 - ・廃棄物担当部局と他の部局との連携が不十分であった。
 ことにより、結果として大量の不法投棄を見過ごし、国内最大規模の不法投棄事案に発展させ県民の県に対する信頼を大きく損なった。

区 分	本 庁			保 健 所		計
	課 長	室 長	課 長 補 佐	所 長	次 長	
戒 告	2	1		2		5
訓 告			2		3	5

- ② 重要な排出事業者情報であるマニフェストを県が確保する前に、三栄化学工業に廃棄されたことは、排出事業者情報確保のための業務管理が適切でなかった。

区 分	本 庁			計
	次 長	課 長	室 長	
訓 告	1	1	1	3

※戒告は地方公務員法に基づく懲戒処分、訓告は職員の任免等発令事務取扱規程による措置。

5 再発防止策

(1) 業者に対する毅然とした態度

過去数次にわたる廃棄物処理法の改正による規制の強化と平成17年8月の行政処分の方針に関する国の通知を踏まえ、県では、毅然とした態度で適正処理を指導するとともに、行政指導に応ぜず改善が見られない場合は、積極的に行政処分を発する等厳正に対処している。

(2) 担当職員の意識・感覚の重要性と監視活動の継続性・一貫性の確保

担当職員については随時職場内外の研修を受けさせ資質向上を図るとともに、平成13年度からは警察官OBを環境管理専門員として環境管理事務所に配置し、その警察官としてのノウハウを監視・指導業務に取り入れるなど、監視・指導体制の強化を図っている。

また、本庁と環境管理事務所とは、随時情報・意見交換を行うとともに、事案によっては、本庁と環境管理事務所が一体となって対処し、適正処理の推進を図っている。

(3) 不法投棄防止対策

① 不法投棄の未然防止対策

不法投棄の早期発見に当たっては、県民からの情報提供がきっかけとなること、県民の監視の目があることが不法投棄防止対策として有効と考えられることから、県民の意識啓発を継続している。

ア 意識啓発

県の広報番組、野焼き・不法投棄防止チラシの配布等を通じ、広報啓発を随時実施。

イ 説明会の開催

排出事業者に対する説明会を県内6地区で開催し、産業廃棄物の適正処理を周知。

② 不法投棄監視対策

ア 環境管理事務所による監視

環境管理事務所において、定期的に管内の監視を行い、不法投棄の早期発見及び未然防止を図っている。

平成14年度から、不法投棄された産業廃棄物の調査に不可欠な産業廃棄物管理票の確認、保管基準の遵守状況の調査を重点的に実施することにより、保管量が少ない段階での指導を強化している。

平成19年度からは、不法投棄監視カメラを環境管理事務所に配置し、効果的に活用することにより、未然防止及び不法投棄の実態解明に努めている。

イ 不法投棄撲滅青森県民会議

行政・事業者・関係団体が一体となった監視・通報体制を構築するため「不法投棄撲滅青森県民会議」を設置（H14.6月設置）し、情報収集に努めた結果、不法投棄に関する通報体制が定着したことから解散（H21年度）した。その後も県民、事業者等からの情報提供が継続している。

ウ 夜間・早朝・休日監視

悪質・巧妙化するケースに対処するため、チームを組んで夜間・早朝・休日に監視を実施している。特に休日監視では、平成14年度から許可業者の事業場への立入調査回数を1か所以上含めるなど強化している。

エ 廃棄物不法投棄監視員による監視

全市町村に配置している廃棄物不法投棄監視員が担当区域内を巡回監視し、不法投棄された廃棄物の早期発見と未然防止に努めている。

オ 廃棄物積載車両点検

警察と連携して廃棄物積載車両の点検を年数回行い、廃棄物処理業許可の有無、排出元・搬入先、産業廃棄物管理票の使用状況等を確認し、適正な取扱いを指導している。

カ 上空監視

県の防災ヘリコプターを活用し、地上からは確認が困難な山間部・森林部の不法投棄について、上空からの監視を複数回実施している。

キ 硫酸ピッチパトロール

本県で発生した硫酸ピッチ不法投棄事案は、全て県外から持ち込まれたものであるため、県内への搬入防止対策として、平成17年度から大型車両が駐車可能なスペースにおいて、夜間及び早朝に、駐車している大型車両の積み荷の確認に重点を置いた車両一斉点検を複数回実施している。

ク 悪質な事案等に対する対応

県警察本部からの出向による警察官2名を環境政策課に配置し、不法投棄の早期発見のための巡回活動や車両点検等において、当該職員が中心となって警察と連携して対応するとともに、悪質な事案については、警察への通報等の厳しい対応を取っている。

ケ 関係機関との連携

不法投棄等の事案について、県警察本部、海上保安部と情報交換を随時実施している。

また、農林水産業や建設業から排出される産業廃棄物については、随時、関係部局と連携し、調査・指導等を実施している。

③ 産業廃棄物処理対策

産業廃棄物の適正処理については、立入検査等の監視・指導體制の強化により、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄を未然に防止し、生活環境の保全に努めている。

る。特に、産業廃棄物保管基準の遵守状況、産業廃棄物管理票の確認を重点的に指導することにより、指導を強化している。

ア 産業廃棄物処理業者等立入検査・指導

(ア) 産業廃棄物処理業者

県内(青森市を除く。)に施設を有する処分業者及び積替え保管施設を有する収集運搬業者について立入調査を実施し、処理状況、委託契約関係、産業廃棄物管理票交付・管理状況、帳簿記載状況、保管量の確認・指導を行っている。

(イ) 産業廃棄物処理施設

全焼却施設について、施設の稼働状況、維持管理の記録・閲覧制度への対応等の確認を実施している。また、最終処分場についても全ての施設を対象に立入検査を行い、必要に応じて放流水水質検査、搬入廃棄物抜取検査等を実施している。

(ウ) 排出事業者

不法投棄等の不適正処理は、建設関係廃棄物が大半を占め、次いで製造業関係の廃棄物が多いことから、建設業者(解体業者)及び製造業者を主体に立入検査を実施し、産業廃棄物の排出、保管、処理の状況、委託の実態等について確認・指導を行っている。

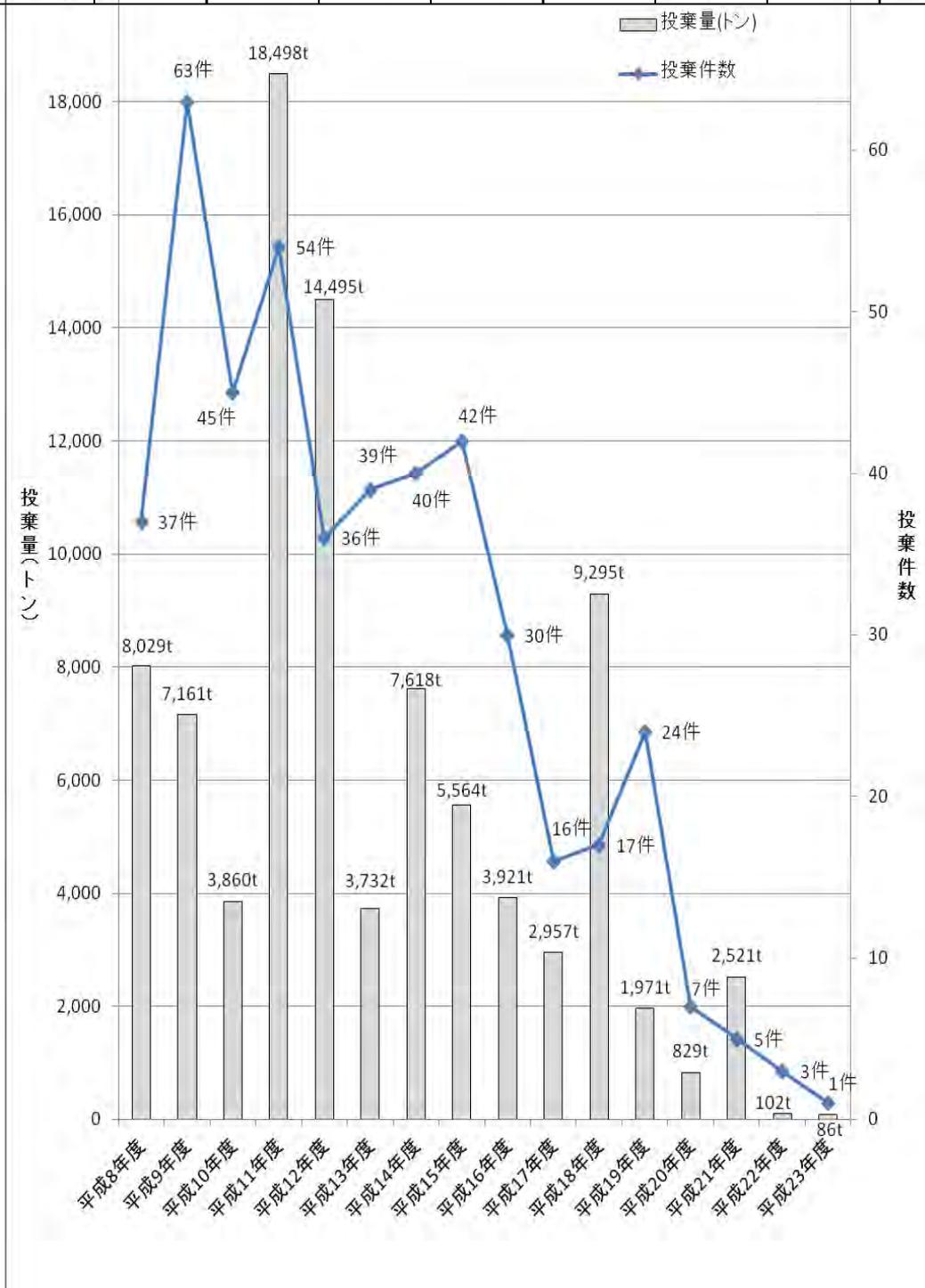
また、感染性廃棄物、重金属を含む特定有害産業廃棄物などの特別管理産業廃棄物を排出する事業者についても、随時立入検査・指導を実施している。

(4) 不法投棄等の現状

① 不法投棄件数及び投棄量（新規判明事案：10t以上）

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
投棄件数	37	63	45	54	36	39	40	42
投棄量(トン)	8,029	7,161	3,860	18,498	14,495	3,732	7,618	5,564

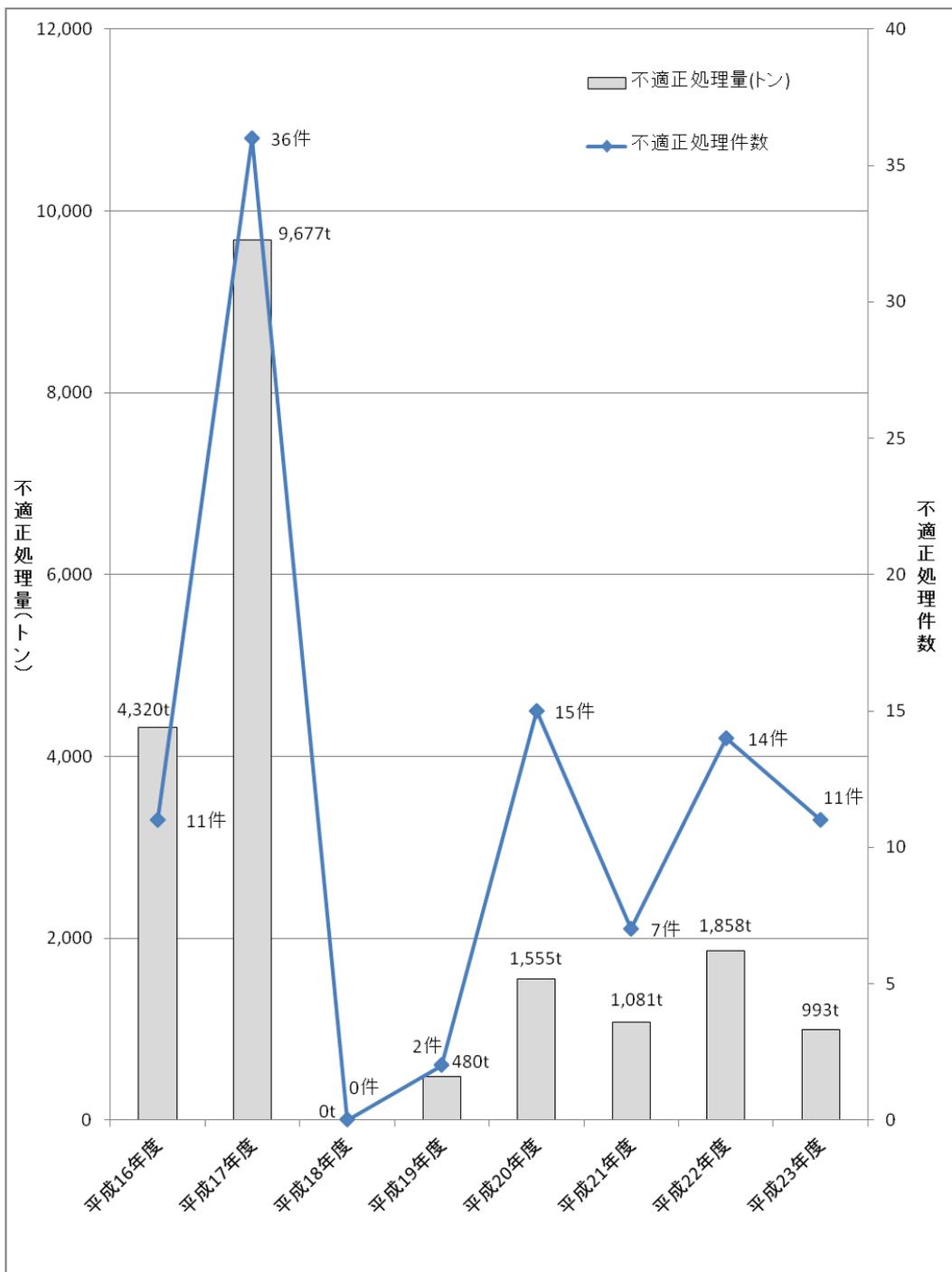
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
投棄件数	30	16	17	24	7	5	3	1
投棄量(トン)	3,921	2,957	9,295	1,971	829	2,521	102	86



② 不適正処理件数及び不適処理量（新規判明事案：10t以上）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
不適正処理件数	11	36	0	2	15	7	14	11
不適正処理量(トン)	4,320	9,677	0	480	1,555	1,081	1,858	993

不適正処理件数及び不適正処理量の推移



6 特定支障除去等事業開始後の県の措置等に係る意見聴取の実施

特定支障除去等事業開始後の県の措置命令等の行政処分、不法投棄防止対策に関して、平成24年10月19日、県境不法投棄検証委員会元委員大竹昭裕氏ほか3名から意見聴取を行ったところ、次のような意見が提出された。

(1) 特定支障除去等事業開始後に県が講じた措置命令、代執行費用納付命令等に関する意見

- ① 平成17年に環境省の行政処分の指針が改正され、不法投棄法人の役員に対する責任追及について明確に定められた後、県が元役員に対して措置命令を発出したのが平成23年となっており、不法投棄への関与の度合いなどの事実認定や責任の範囲の確定等が困難であった事情を考慮しても、かなりの期間が経過している。今後、法令や行政処分の指針の改正などがあった際に迅速に対応できるようにすべきである。
- ② 原因者に対する財産調査を今後とも十分に尽くすべきである。
- ③ 排出事業者等に対する責任追及については、相応の努力を行っており、概ね適正と評価できるが、排出事業者等に対する自主撤去・自主抛出については、公費負担軽減の観点から、より積極的に進めるべきである。

(2) 特定支障除去等事業開始後に県が講じた不法投棄防止対策に関する意見

- ① 平成14年度の検証結果を踏まえて、立入検査・指導件数が上がったこと、関係機関と連携を強化して対処していることは評価できる。
- ② 実際の事案に関する対応事例をまとめたマニュアルを作成し、関係職員への周知を図るべきである。
- ③ 平成14年度の県境不法投棄検証委員会の検証結果報告を踏まえ、強化された不法投棄防止対策について、評価結果を適切にとりまとめ、その効果が分かるようにすべきである。

県では、意見聴取において提出された意見を踏まえ、法令等の改正に迅速に対応して適時適切に措置命令等の行政処分を行うよう努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、不法投棄未然防止、不法投棄監視対策等に係る諸対策を適切に推進するものとする。

VI その他配慮すべき重要事項

1 周辺の生活環境のモニタリング調査

(1) 目的

青森・岩手県境に不法投棄された廃棄物による周辺の生活環境への影響、並びに廃棄物の撤去、水処理施設及び遮水壁の設置など汚染拡散防止対策工事による周辺の生活環境への影響を把握するため、次のとおり環境モニタリングを実施するとともに、その結果を公表し、周辺住民の安全、安心を図るものである。

(2) 調査内容

① 水質モニタリング

水質モニタリングについては、不法投棄現場からの浸出水による周辺の生活環境への影響、並びに廃棄物の撤去、水処理施設からの排水などによる周辺の生活環境への影響を把握することを目的として調査地点等を選定した。

【図VI-1, 2参照】

これらの調査地点、調査項目、調査回数は次のとおりである。

	調査地点名	調査項目	調査回数	備考
1	ア-3 水質E堰堤ヒューム管 場内・表流水	○生活環境項目	4回/年 を基本とする。	
2	ア-8 堰堤下流南側No.12井戸 場内・地下水	・pH		
3	ア-25 県境-1 //	・BOD		
4	ア-26 県境-2 //	・COD		
5	ア-27 県境-3 //	・SS		
6	ア-28 県境-4 //	・T-N		
7	ア-29 県境-5 //	・T-P		
8	ア-25-2 県境-6 //			
9	ア-37 揚水井戸DW1 //	○健康項目		
10	ア-38 揚水井戸DW2 //	【カドミウムほか 計24項目】		
11	ア-39 揚水井戸DW3 //			
12	ア-11 水質Dため池(牧草地) 周辺・表流水			
13	ア-12 水質①境沢末端(飯豊集落) //			
14	ア-13 水質②湧水・牧草地 //			
15	ア-14 水質⑥湧水・遠瀬水源(休止中) //	○キシレン		
16	ア-16 放流支川上流 //			
17	ア-17 放流支川下流 //	○ダイオキシン類		
18	ア-18 杉倉川上流(BG) //			
19	ア-19 杉倉川下流 //	○エチルベンゼン		
20	ア-20 境沢中流 //			
21	ア-21 境沢県境 //	○塩化物イオン		
22	ア-22 熊原川(飯豊橋) //			
23	ア-32 新水道水源 //	○電気伝導率		
24	ア-6 ラグーン脇No.8井戸 周辺・地下水			
25	ア-9 場内西側斜面No.15井戸 //			
26	ア-10 中央谷下流斜面 //			
27	ア-23 南側県境地下水 //			
28	ア-24 南側牧草地下流地下水 //			
29	ア-31 ラグーン上流西地下水 //			

② 大気質モニタリング

大気質モニタリングについては、不法投棄廃棄物の撤去等に伴い、揮発性有機化合物の拡散による周辺的生活環境への影響を把握することを目的として調査地点等を選定した。【図VI-3参照】

これらの調査地点、調査項目、調査回数は次のとおりである。

	調査地点	調査項目	調査回数	備考
1	A-1 a 県境境界	ベンゼン	4回/年	
2	A-1 b 敷地南側	トリクロロエチレン		
3	A-1 c 敷地西側	テトラクロロエチレン ジクロロメタン		

また、不法投棄廃棄物の撤去等に伴い、運搬作業等による大型車交通量の増大による沿道的生活環境への影響を把握することを目的として調査地点等を選定した。【図VI-3参照】

これらの調査地点、調査項目、調査回数は次のとおりである。

	調査地点	調査項目	調査回数	備考
4	A-2 上郷地区	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向、風速、気温、湿度	4回/年	

③ 騒音・振動モニタリング

騒音・振動モニタリングについては、不法投棄廃棄物の撤去等に伴い、運搬作業等による大型車交通量の増大による沿道的生活環境への影響を把握することを目的として調査地点を選定した。【図VI-4参照】

これらの調査地点、調査項目、調査回数は次のとおりである。

	調査地点	調査項目	調査回数	備考
1	A-2 上郷地区	騒音音圧レベル	4回/年	
2	A-3 関地区	振動加速度レベル		
3	A-4 田子地区	自動車交通量		

なお、上記の環境モニタリングの調査内容等については、今後、状況に応じて適宜見直しすることとする。

2 廃棄物の搬出における飛散等の防止

廃棄物の撤去に当たり、廃棄物の飛散、漏液、降雨による浸出等によって搬出路周辺等における生活環境への影響が生じないように安全確実に運搬するため、廃棄物の種類や形状により専用の車両や密閉容器等を用いて運搬するとともに、現場内に洗車場を設置して搬出車両に付着した泥等を場外に出さないようにする等の措置を講じる。

3 緊急時の連絡体制等

汚染拡散防止対策の施工、廃棄物の除去等に当たり、事故及び不測の事態により環境への影響が生じた場合に備えて、緊急時における国関係機関、現場及び周辺の市町村、消防、警察、報道機関等の関係者に対する連絡体制を整理するとともに、情報収集・情報管理、被害拡大防止対策、復旧対策などが迅速かつ適切に進められるよう事前に対応を整理する。

4 原状回復対策等の実施体制

(1) 全庁的な体制

県では、県境不法投棄事案に係る原状回復の実施に伴い必要となる水系保全、民生安定対策等の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年9月1日に、副知事を本部長とし、教育長、警察本部長及び各部局等の長を構成員とする「県境再生対策推進本部」を設置したところであり、周辺対策に関係する部局等が連携し、それぞれの役割分担のもとで全庁をあげた具体的な対策が講じられるよう積極的に取り組みを進める。

(2) 取組体制の強化

県境不法投棄対策に係る事務については、これまで環境政策課が担当してきたところであるが、組織体制強化のため、平成14年9月に、新たに県境不法投棄対策チーム（平成15年9月1日に「県境再生対策室」に改正）を設置し、原状回復措置及び不法投棄原因者等に対する責任追及を強力に推進するとともに、周辺対策を同時並行的に全庁を挙げて取り組む。

原状回復対策案の実施に当たっては、新たな実施体制の下、汚染拡散防止対策工事や廃棄物の搬出作業などの進捗状況や、周辺対策の取組状況等に関する情報を積極的に公開するなど、地域住民が不安を感じないよう取り組みを進める。

なお、県では、必要に応じて実施体制を検証し、引き続き、不法投棄の未然防止を含めた施策に取り組んでいく。

5 原状回復に当たって住民の意見等が反映される措置

実施計画の策定に当たっては、田子町及び二戸市における住民説明会や、地域住民の代表者も委員とする原状回復対策推進協議会を開催しており、地域住民からは多くの意見や要望が出されたところである。

実施計画に基づく原状回復に当たっては、これら地域住民からの意見等を踏まえて具体の対策を進めるとともに、汚染拡散防止対策の施工、廃棄物の除去、それらに伴う周辺対策などの様々な対策内容の詳細について地域住民の意見が反映されるよう、原状回復対策推進協議会の定期的な開催や、適時の住民説明会を行い、関係者の理解を深めるものとする。

VII 実施計画の変更に対する青森県環境審議会及び田子町の意見

1 青森県環境審議会の意見

別添のとおり。

2 田子町の意見

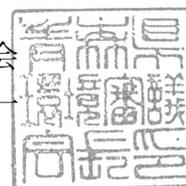
別添のとおり。

別添

平成24年11月26日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

青森県環境審議会
会長 福士 憲一



青森県環境審議会に対する諮問事項について（答申）

平成24年11月26日付け青環第1276号で諮問のあった下記事項については、
審議の結果適当と認められます。

記

「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の変更（案）」
について

田収発第1998号
平成24年11月27日

青森県知事 三村申吾 殿

田子町長 山本晴美



青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書
の変更に係る意見聴取について(回答)

平成24年11月12日付け青県境第161号で照会のあった標記の件について、原案のとおり決定することを適当と認めます。なお、回答に当たり、下記のとおり田子町の意見を付記します。

記

1 全般的事項

- (1) これまでのほぼ10年間にわたる特定支障除去等の実施において、計画に基づきどれだけ事業が実施出来たのか、また何が出来なかったためさらなる10年間の事業期間延長となったのかなどについて、平易な文言でもって地元住民のみならず広く県民、国民に知らせる必要があると考える。
- (2) 青森県も、次世代にこのような負の財産を残したくないという思いは、地元住民と一致していると考え。今後も次世代に負の財産を残さないという意志でもって、地元住民と一緒に行動していただきたい。
- (3) これまで既に実施計画策定・変更時に当町では様々な観点から意見を申し上げてきており、その意見の趣旨及び当町の願いについては、青森県においては十分斟酌してきていただいたことに感謝するとともに、今後とも十分にご勘案いただくようお願い申し上げます。



2 「Ⅲ特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法 4汚染拡散防止対策 (2)長期的対策(平成17年度以降)」について

現場内の汚染水を揚水浄化する方法については、3年程度経過後に中間評価を行い必要に応じて見直すとしているが、その見直し方法や内容については、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の場のみならず、直接地元住民に説明をし、意見や要望を聞き入れていただきたい。このことは、安全・安心の観点からは10年という十分なる対策の期間を設ける変更実施計画の考え方を評価する考えとともに、農業経営者を中心とする住民においては、風評被害防止の観点などからもっと早く対策を終了してもらいたいという願いもあることから、より早く汚染浄化を終了できる技術的検討も継続的に行うべきことと考える。

なお、「現場は一つ」という考えに基づき、岩手県側から流入する地下水の対策については、両県が十分意思疎通、連携、技術的知見の共有をもって今後対処しつつ、とりわけ岩手県における変更実施計画案では、平成25年度以降およそ5年間で対策を終了するとされていることから、その終了後においても、両県の連携、責任の体制を継続すべきことと考えている。また、5年後に岩手県の実施計画に基づく事業が終了したときにおいて、流入防止対策として設置した鋼矢板については、より安全的観点から、地元としては青森県の対策が終了するまでは残置すべきものとする。

3 「Ⅲ特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法 4汚染拡散防止対策 (3)汚染拡散防止対策の終了」について

「2県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会における協議 (2)協議会の了承が得られた実施計画の変更内容 ②現場の最終的な保全目標は、地下水、表流水、大気及び騒音については環境基準以下、土壌については周辺環境と同等となるように汚染拡散防止対策に取り組む。」という考え方と同様、「現場周辺地下水及び表流水並びに現場内地下水が環境基準以下」という汚染防止対策終了の考え方を是非とも堅持すべきものとする。これは、不法投棄現場が元来自然林であったところで、他の不法投棄事例に見られるような廃棄物の処分場でなかったことからでもあり、また、岩手県の実施計画においても「支障の除去の完了確認は、各種環境基準への適合」となっていることとの整合においても、必然の帰結と考える。

なお、以前から申し上げているように、今後、1,4-ジオキサンのような現行実施計画の考慮の対象となっていない新たな物質が環境基準等の規制の対象となった場合及び基準値等の改定により規制が厳しくなった場合には、過去にさかのぼり、汚染拡散防止対策のみならず、撤去などの対策を講じるべきと考える。